

「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」のこれまでの検討

第1回：平成30年3月5日

○動物の適正な飼養管理方法等に関する検討をどう進めていくべきか

- 基準等の規制を設ける場合は、現場の状況や国内外の科学的知見を踏まえること
- 犬猫を対象として検討を進める
- 海外のアニマルベースメジャー、アニマルウェルフェアの考え方も参考とすること
- 飼養者の教育も必要

第2回：平成30年12月11日

○基準等の明確化に向けた方向性・作業方針について

- 犬猫を対象として検討を進める
- 法的強制力がある動物取扱業の基準の具体化を進めていく
- 具体化する項目、数値基準を設けるべき項目を割出し、検討していく

第3回：平成31年3月8日

○適正な飼養管理の在り方と基準の明確化に係る対象項目について

- スペースについて、検索・掘り下げた科学論文の一つ一つを根拠とするのではなく、参考にして、絞り込んでいくべき
- 動物の状態評価が重要
- 適正飼養管理において、栄養管理、物理環境管理（面積、温度、湿度、音など）、衛生環境管理、仲間関係・社会環境管理、人との関係の5つが重要。

第4回：令和元年8月30日

○適正な飼養管理の基準の具体化に係る検討の方針について

- 過去にも、基準を厳格にしすぎると、事業者が対応できなくなる等により動物の放置等が増えたり、動物価格の上昇により動物を飼う者が減少することがあって、かえって動物愛護のためにならなくなった
- 動物の、心身両面への配慮が必要であることを念頭にする基準とすべき

第5回：令和2年2月3日

○関係団体等の意見ヒアリングについて

- 「事業者の利益保護より、飼養管理基準は、動物を適正に扱うために、動物が苦痛を感じず、動物の立場に立ったものであるべき」、「飼養管理基準の基本的考え方は、動物福祉が守られること」、「日本におけるマーケットの状況やこれまでの犬猫との関わり方を十分認識し、基準を検討してほしい」等の意見があった

○犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化に係る論点について

→基準は義務化となるものとする

→消費者が賢い選択できるものとする

→基準は、劣悪な事例をなくすことを考えるべき

→ステークホルダーが話し合っている程度のラインを決めていくのは妥当

→身づくろいや摂食探索等の動物の動機づけ行動を考慮したものとするべき

第6回：令和2年7月10日

○適正な飼養管理の基準の具体化について

→基準のポイントとして、以下のとおり定めていくこととなった。

①悪質な事業者を排除するために、事業者に対して自治体がレッドカードを出しやすい明確な基準とすること

②自治体がチェックしやすい統一的な考え方で基準を設定すること

③動物愛護の精神に則った基準とすること

第7回：令和2年8月12日

○適正な飼養管理の基準の具体化について

→基準の解説書の作成、自治体の相談窓口の設置を行うこととなった

→「数値基準のみにとらわれず、本質的な動物福祉が損なわれないよう総合的な判断が必要であることを念頭に置くこと」、「遵守基準を設けるにあたって、国、自治体、事業者、消費者それぞれが取り組むべき対策等を進めていくこと」等を示した検討会提案がまとまった。

第8回：令和3年3月9日

○基準の解説書について

→チェックポイントやチェックリストがあるとよい。

→自治体がこの解説書を読んで、その通りにやれば適切な対応ができるような、読みやすく分かりやすいものとするべき。

第9回：令和3年5月17日

○基準の解説書について

→「解釈と運用指針」ということで、概ねとりまとめられた。

○その他

→犬猫以外の哺乳類・鳥類・爬虫類に係る基準についても検討を進めていく。